

福岡県公報

平成二十年二月一日
第二千七百八十号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表久留米市の項中

| | | |
|-----------------|----------|----|
| 高良内校区公民館 | 高良内町六〇七 | を |
| コミュニティセンター高良内会館 | 高良内町六〇七 | に、 |
| 日吉校区公民館 | 日吉町八三番地 | を |
| 日吉コミュニティセンター | 日吉町八三番地 | に、 |
| 金丸校区公民館 | 原古賀町二八の二 | を |

改める。

金丸校区コミュニティセンター

原古賀町二八の二

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）